

基本制度WT（第20回）開催報告

～ 子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめに向けた最終審議が行われる ～

◇ 平成24年1月31日(火)15:00～19:00 基本制度WT第20回会合が開催されました。この日は「(1) 子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)について(2)意見交換」の協議が行われました。

《トピックス》

○「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ」(案)が示され、当日の協議を踏まえて正式なとりまとめがなされることとなりました。

- 事務局から配布資料1「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)」について説明がなされた後、意見交換が行われました。
- 当連盟の菅原 委員からは、下記の説明資料を提出し、「これまで議論された課題については、前回までに数回にわたり正式な文書により意見要望を行いましたので、この度はとくに省かせて頂きます。戦後65年間の中で子どもの問題がいろいろな方々の参加の下で検討されたことは、子どもや家庭、保育現場にとっても高く評価される。まだ課題が多く残っているので、詰める場を再度設けて頂きたい。理念が見える形の議論を今後もお願いしたい。上からではなく今までの経験を活かして皆で早急に構築していくことが必要である。そのためにも何としても国会で与野党含めた協議で財源を確保して頂きたい。」とした意見が述べられました(文責 全私保連事務局)。

子ども・子育て新システム検討会議作業グループ基本制度ワーキングチーム(第20回) 平成24年1月31日委員提出資料

子ども子育て新システム検討作業グループ 基本制度ワーキングチーム第20回会合への意見表明

幼保一体化WT構成員
(公社)全国私立保育園連盟 常務理事 菅原 良次

(第19回会合までの提出意見について)

- 前回の第19回基本制度WT会合までに、申し上げた意見についての内容や趣旨について、とりまとめに反映をさせて頂いたことについては御礼申し上げるとともに、残されているいくつかの課題については、引き続き再考を含めて慎重に検討されることをあらためて要望します。
その上で、以下に全体的な意見を申し上げます。

(新システムに関する基本制度とりまとめ(案)について)

- はじめに、この度提示されている「子ども・子育て新システムに関する基本制度とりまとめ(案)」は、いまだ残される課題を抱えつつも、何より様々な立場にある関係諸団体、有識者の方々による子どもを中心にした議論と検討の賜物であり、そのこと自体を評価すると共に、この度のとりまとめを行った政府並びに事務担当の方々に対して御礼申し上げる次第です。

(諸課題に対する取り組みの必要性について)

- 本WTの検討を通して、今後に向けた課題や、万一見直しが必要になるような諸課題については、新システムの施行まで及び施行後の状況を勘案し、必要があると認められる点については、見直しを図ることも必要であることは念のため申し上げます。

(「こども指針(仮称)」並びに「総合こども園保育要領(仮称)」の具体的検討の重要性について)

- 新システムの本格施行に向けて、家庭・地域を含めたすべての子ども・子育て関係者を対象として、子どもに関する理念及び子育てに関する理念を示す「こども指針（仮称）」と、それを受けた「総合こども園保育要領（仮称）」の検討は、制度の“要”であり、最も重要な部分であると考えます。ぜひ、早急にこども指針（仮称）WTを再開させるとともに、この点についての検討を進めて頂くことを求めます。

（財源と共に新システムの着実な実現に向けた要望）

- 併せて、何より政府におかれては、将来に向けた大幅な財源の確保とともに、本WTのとりまとめを基に、着実にこの国の将来に向けた子ども・子育てのシステムの新たな実現がなされるよう確固なる道筋を創られることを、切に要望申し上げます。

（各テーマについての主な意見概要）配布資料の説明に引き続き意見交換が行われました。○は各委員発言要旨（文責 全私保連事務局）
（国と地方の裁量権、費用負担等について）

- こども園の指定権限については、基礎自治体に与えられるべき。都道府県と市町村の協議、調整等は重要だが、「都道府県知事の同意を得る」ということは少し強過ぎる表現なのではないか。
- 全国どの地域でも対応できる幅広い選択肢を設けられたことは高く評価したい。
- 指導監督権限については、町村により十分果たすことのできる所もあるがそうした点を踏まえて頂きたい。
- 従うべき基準と参酌する基準については地域主権を目指して更なる検討をお願いしたい。全国一律であればミニマムレベルの基準が守られるというわけではなく、むしろ全国一律なゆえにミニマムレベルの質が守られないような事例もある。
- 指定・指導監督について、実施主体が市町村であることから当然、基本的に市町村が担うべき。
- 財源確保について、具体的な負担割合については国と地方の協議の場に委ねられており、着実、確実な財源の在り方を目指して頂きたい。
- 国と地方の費用負担については現行を基本しながら協議をしていくこととなっているが今後の丁寧な協議をお願いしたい。
- 子ども・子育て包括交付金（仮称）については、子育て支援給付（仮称）は、全国一律に給付すべき負担金とし、子ども・子育て支援事業（仮称）に要する経費は、地方の裁量を認めた交付金とすべき。
- 費用負担は、国と地方の割合を1：1とすべきである
- 基礎自治体と都道府県の連携だけでなく、基礎自治体と現場との連携は重要。

（市町村の責務について）

- 実施主体である市町村の保育の供給体制の整備責務など市町村の責務を法制上明確化しその強化を図る必要がある。
- 利用者負担の支払いに関して確実な支払いを担保する仕組みを設けることについては、市町村の責務として新たな仕組みを設けるべきである。

（事業主負担について）

- 経済界としては、子ども・子育てについては税で負担をすべきと一貫して意見を述べてきた。できる限り事業主負担を軽減していくべきである。事業主拠出の水準は、現行制度における事業主の負担をベースに設定するとされているがあくまで暫定的なものとすべき。事業主の拠出金についてはサービスへ移行していくべき。拠出金率は1.3%とすべき。拠出金率については事業主との協議の場で決定されることを法令に位置づけて頂きたい。5年間拠出金率を固定では長いのではないか。
- 事業主の負担については社会全体で支えるということから財源は全て公費負担とすべき。現行の中で進められるのであれば今後に向けて見直しを図って頂きたい。
- 企業負担については、国家、社会の構成員として費用負担が位置づけられたことは高く評価したい。

（財源確保に向けて）

- 新システムが、今後財源的裏付けがなされるかという危機感のある声も聞かれるので、政府の責任において法案を課し財源が確保されるよう努力を頂きたい。
- 何としても財源確保とともに制度の施行をお願いしたい。

（質の向上に関連して）

- 大幅な恒久財源を確保し保育の量的拡大と質の改善を行うことが制度改革の前提。現状を踏まえ、保育士の配置基準や給与等の処遇改善等の人材確保対策を優先課題として実施すべき。
- こども園給付（仮称）の公定価格については、現行保育単価の保育時間（8時間）と開所時間（11時間）との関係の問題を踏まえて改善する必要がある。
- 質の改善については、保育士の処遇改善は、放課後児童クラブも含めて重要なことである。
- 質の向上について、職員配置基準の「引き上げ」だけでなく「引き上げ等」を検討するとして頂きたい。
- こども園給付の対象となる乳児保育園の活用も含めて、都市部の待機児童解消のインセンティブが働くしくみとする必要がある。

（総合こども園（仮称）について）

- 総合こども園の一定の基準、設置基準、職員についても向上を前提に早めに示して頂きたい。
- 総合こども園への移行に強力なインセンティブが働くようにして頂きたい。
- 総合こども園の学校教育法上としての位置づけについて例示を提示して頂くか、ご検討をお願いしたい。

（公立施設からの移行について）

- 公立こども園の財政措置については、財源的に厳しい自治体もある中、そうした状況を踏まえて頂きたい。
- 公設民営方式のこども園が運営できる必要がある。

（私学助成について）

- 私学助成については、新システム移行を妨げるものとならないか危惧される。
- 私学助成が普遍的に残ることはないようにして頂きたい。

（放課後児童クラブについて）

- 放課後児童クラブの基準等の位置づけについては、全体の像を踏まえたとりまとめであると思うが、基準の設定だけではなく裏付けとなる財源も含めて今後の設計に十分踏まえて頂きたい。
- 放課後児童クラブについては、現状の自由度が十分活かされるようになるようにして頂きたい。

（障害児支援について）

- 障害者支援制度との強力な連携についてご検討をお願いしたい。
- 障害児保育については、予算を含めて何らかの配慮を示す必要がある。

（利用者支援について）

- 現在市町村が行っている保育の必要度の認定（点数制等）による保育の必要度を認定証に記入する等により施設が行う選考が、公平・公正を確保できる仕組みとする必要がある。
- 子どものための質の確保と向上のための、質の観点からの情報開示であるべき。その施設の平均勤続経歴年数や研修方法等も開示条件にいれるべき。
（事務局）情報開示についてどこまで義務化できるかの検討は必要である。書きぶりについては明示的に修正することは可能であろうと思う。

（子ども・子育て会議について）

- 地方版子ども・子育て会議の設置は義務化すべき。
- 地方版子ども・子育て会議についての設置は義務付けが望ましい。書きぶりも検討して頂きたい。
- 子ども・子育て会議の実施主体として、事業主体も構成員としてより明確に位置づけて明記して頂きたい。
- 子ども・子育て会議の書きぶりについて、全体として参画できるよう見直して頂きたい。
（事務局）子ども・子育て会議の構成員についての書きぶりについては、検討していきたい。

（子育て支援コーディネーターに関連して）

- 子育て支援コーディネーターについては、利用支援を身近な所でできるよう、総合こども園にも配置できるようにして頂きたい。
- 厳しい環境にある子どもや家庭のため、子育て支援コーディネーターだけではなく家族全体について産前・産後から包括的支援ができる体制が求められる。
- すべての子育てを包摂するしくみとしては課題を残している点について今後検討となっていることも多く、学齢期の子どもに対する支援の在り方も含めてこれから議論を深めて頂きたい。

(株式会社等の参入について)

- こども園に対して多様な形で働く親を支援することについては反対していないが、公教育に株式会社の参入を認め、株式の配当を認めたことについては個人的見識としてはするべきではないと考えている。
- 株式会社の参入に際しては、一定のルールが必要である。こども園全体について資金の他事業への流出には現状の保護者から危惧の声が多い。
- 場合によっては東京の認証保育所や横浜保育室のようなケースが移行する際の検討をして頂きたい。
- 事業所内保育所についても新システムに位置づけて頂きたい。

(預かり保育について)

- 新システム外の幼稚園が預かり保育を実施することに法的な矛盾が生じないか。こども園における預かり保育実施についても児童福祉法上の位置づけが必要になるのではないか。
(事務局) 預かり保育は幼稚園の教育要領の中で福祉的要素とともに教育的要素も併せもつものとして位置づけられている。

(ワーク・ライフ・バランス(WLB)の推進について)

- WLBについては良質な教育・保育の保障と共に子どもにとって両輪であるので、新しいモデルをもとに描いていくことも必要。
- WLBも含めた残された課題については、今後も検討して頂きたい。

(学校教育と養護の位置づけ、用語の整理等について)

- 新システムの精神として“養護”を明確に位置づけて頂きたい。
- こども園(仮称)における学校教育・保育等の用語の統一、定義等をお願いしたい。
- 教育、養護の用語の使い分けを明確にすべきである。こども指針については、学校教育法第22条並びに児童福祉法第39条における保育というもので、乳児から学童保育まで統一して位置づけて頂きたい。

(新システムの意義についてのPR・広報等について)

- 国の責任において、新システムについて国民に対して誤解のないよう情報開示して頂きたい。
- いろいろな方々からわかりにくい制度であると言われている。一般の方々にもわかるパンフレットの作成等を早急に工夫して頂きたい。
- 保育にかかる当事者や子育てにかかる方々がなかなか正確な新システムに対する情報も不足しているので、PRの努力をして頂きたい。
- 子どもがいない世帯に対してもこの新システムの社会的意義が伝わるように、働きたくて働く環境にいない人の状況、保活をせざるを得ない実態、劣悪な環境にある子どもの状況の改善が必要である。いま不十分な状況にある所にお金が行かないという状況ではなく、底上げができるようにしていく必要がある。
- 幼保だけではなく、子ども・子育て新システムとしてすべての子どもが対象であること、質が変わるということ等を見せることが必要ではないか。

(法案以降の詳細課題について)

- 全世代対応型の社会保障の核となるものであり、今国会で非常によくご議論頂きしっかりまとめて頂きたい。
- 今回を一里塚として位置づけ、早い時期に議論を再開して頂きたい。
- かなりの重要項目が政省令に委ねられることになるのでぜひとも関係者が関われる検討の場を確保して頂きたい。
- 残される詳細な課題は引き続き検討の場で丁寧に行って頂きたい。
- 制度施行後の見直しについては、エビデンス、アウトプットを何らかの形で実証をして見直す方法をセットにしていく必要がある。そのためのナショナル機関が必要である。

(今後のスケジュールについて)

- 実施主体である自治体としては、ニーズ調査の実施、事業計画の策定、条例制定、こども園の指定、認定証発行や体制の整備等の準備期間が必要であり、スケジュール感が重要。
- 大きなシステムがようやく動き出す方向になってきたことを感じる。実験的に認定こども園が行ってきた検証を同時にしていく必要があるのではないか。今後のスケジュールの中でそうした点も考慮していく必要がある。

◇ 閉会に向けて

(大日向 幼保一体化WT座長) 二年前の1月29日に子ども・子育てビジョンが公表された。その半年後にWTが設置され、これまで議論をしてまとめられたことはある意味奇跡であるとも思う。いろいろな課題は残ったが、様々な課題が明確にされた点は同時に評価すべき。すべての子どもに良質な成育環境を保障するという理念を踏襲した結果として本日のとりまとめとなったと考え、皆様のご尽力に感謝申し上げます。日本の子どものためにまったなしで進めて行かなければならない。

(園田 政務官) 今日皆様方からいろいろのご意見を頂いた。頂いたご意見の方向で修正をしていきたいと思う。修正後については個別に皆様方にもお諮りしながら進めていきたい。(全員了承)。法案作成に向けては、国会提出期間の中で、平場の議論でお諮りすることは難しいと思うが個別にお伝えをしていきたい。皆様ご納得の上でより良いものを創ることを目的に取り組んでいきたい。ありがとうございました。

以上

◇ 内閣府ホームページ上で、基本制度WTの会合の様子を視聴できます。資料についても同サイトより入手可能です。
<http://www8.cao.go.jp/shoushi/10motto/08kosodate/wg/index.html>

* 今後メールのみの全私保連ニュース配信を希望する園は下記までその旨を書いてメール送信して下さい。FAXを停止しメール送信に切り替えます。FAX:03-3865-3879 E-mail: ans@zenshihoren.or.jp